

静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例

静岡県がん対策推進条例（平成26年静岡県条例第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>未成年者</u> の喫煙防止) 第11条 県は、 <u>未成年者</u> の喫煙を防止するため、学校、保護者及び保健医療関係者との連携の強化その他の必要な施策を実施するものとする。	(<u>20歳未満の者</u> の喫煙防止) 第11条 県は、 <u>20歳未満の者</u> の喫煙を防止するため、学校、保護者及び保健医療関係者との連携の強化その他の必要な施策を実施するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。